

第 2 回 富 山 地 域 合 併 協 議 会

開催日時 平成 15 年 5 月 30 日 (金)
午後 3 時から
開催場所 とやま自遊館ホール

【会議概要】

○新任副会長及び委員の紹介

○会長あいさつ 森 富山市長

○議 事

●報告事項

ア. 富山地域合併協議会の会議の進め方について

イ. 新市建設計画策定支援業務委託の内容について

●提起事項

富山地域合併協議会における合併協定項目（案）及び協議方針（案）について

●正式協議事項

議案第 7 号 合併の方式について

議案第 8 号 合併の期日について

議案第 9 号 富山地域合併協議会新市の名称等検討委員会の設置について

【出席委員】

(50 音順)

役 職 名	氏 名	備 考
富 山 市 長	森 雅志	会 長
大 沢 野 町 長	中 齊 忠雄	副会長・会長職務代理者
大 山 町 長	清 水 忠夫	副会長
八 尾 町 長	吉 村 栄二	副会長
婦 中 町 長	大 島 外夫	副会長
細 入 村 長	野 尻 昭一	副会長
富 山 市 助 役	石 田 淳	
大 沢 野 町 助 役	新 畑 彬	
大 山 町 助 役	正 橋 寛	
八 尾 町 助 役	今 川 隆司	
婦 中 町 助 役	水 和 恒久	
細 入 村 助 役	河 村 進一	高田収入役代理出席

富山市議会議長	島田 祐三	
大沢野町議会議長	石坂 孝夫	
大山町議会議長	畔田 武雄	
八尾町議会議長	本多 哲三	
婦中町議会議長	柞山 数男	
細入村議会議長	堀 勇一	
富山市議会市町村合併対策特別委員会委員長	五本 幸正	
大沢野町議会合併対策特別委員会委員長	植野 稔	
大山町議会市町村合併特別委員会委員長	岡本 保	
八尾町議会市町村合併特別委員会委員長	杉山 峰夫	
婦中町議会市町村合併問題特別委員会委員長	藤澤 隆	
細入村議会市町村合併特別委員会委員長	本多 憲昭	
富山市自治振興会連絡協議会会長	亀谷 義光	
富山市女性団体等連絡協議会会長	大泉美登子	
大沢野町自治会連合会代表	上口 勇三	
大沢野町老人クラブ連合会女性代表	林 美津子	
大山町自治振興会連合会	岡本 武勇	
大山町なごみの会会長	池田 薫	
八尾町フォーレスト八尾会代表	林 のぶ子	
婦中町自治会連合会会長	加藤 善吾	
婦中町ボランティア連絡協議会会長	吉田美紀子	
細入村総合計画審議会委員	圓山 達行	
細入村地域づくり団体代表	水井 君枝	
婦負森林組合代表理事組合長	北山 虎雄	
富山県経営企画部市町村課長	酒井 三郎	
富山県商工会議所女性会連合会会長	高沢 規子	
社団法人富山青年会議所理事長	林 不二男	
富山県労働者福祉事業協会理事長	三辺 進	
早稲田大学教授・富山県都市計画マスタープラン検討委員会委員長	宮口 侗廸	
富山商工会議所会頭	八嶋 健三	

欠席委員：2名

【傍 聴】

報道関係：11社（14人） 一 般： 21人

●第2回会議録

阿部事務局長

定刻になりましたので、第2回富山地域合併協議会を開催させていただきます。はじめに、今回より何名かの委員さんが交代、あるいは新任されておりますので、その方々をご紹介します。委員名簿に沿ってご紹介させていただきます。

まず、第1号委員で副会長であります大山町長、清水忠夫様。細入村長、野尻昭一様、次に、第2号委員では大山町助役、正橋寛様。細入村助役、河村進一様。第3号委員では大沢野町議会議長、石坂孝夫様。大山町議会議長、畔田武雄様。細入村議会議長、堀勇一様。第4号委員では大沢野町議会合併対策特別委員会委員長、植野稔様。大山町議会市町村合併特別委員会委員長、岡本保様。次に6号委員におきましては、去る5月2日にこの構成7市町村が合併重点支援地域の指定を受けたことに伴いまして、富山県より新しく委員として参加されております富山県経営企画部市町村課長、酒井三郎様。以上であります。また、今回も山田村さんよりオブザーバーとして、山崎村長様、村上村議会議長様、関収入役様、山田村議会市町村合併対策特別委員会委員長様にもご出席をいただいております。なお、山田村さんには去る5月23日の臨時議会において、富山地域合併協議会への加入が可決されております。これを受けまして、現協議会を構成しております富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、細入村の6市町村のそれぞれの6月定例議会において、山田村を加えた7市町村による合併協議会の設置が改めて可決される見通しとなっております。従いまして、山田村さんには次回の協議会から委員として参加されることになろうかと思っております。

それでは、開催にあたり会長からご挨拶をいただき、議事に入らせていただきたいと思います。会長よろしくお願いたします。

森 会長

皆さん、どうもご苦勞様でございます。

さて、本日の富山地域合併協議会でございますが、先程も紹介がございましたが、1回目と比べますと、統一地方選挙といったことなどもございまして委員の皆様方に一部異動があったところでございますが、新しく委員としてご就任をいただきました皆様方には、改めまして本法定協議会の運営につきまして、格段のご配慮をいただきまして、ご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

また、今日はとりわけ暑い日となっておりますが、若葉が本当に鮮やかな良い季節でございますだけに、皆様方もいろいろとご予定があったように拝察申し上げます。そういうお忙しい中、特に自治体、議会の関係者の皆様方には、6月議会を目前に控えている日程でございます。そういった中にご出席を賜りましたことに冒頭お礼を申し上げます。

先ほどもお話ありましたが、当協議会が設立されて、2カ月を迎えようとしているところでございます。先に開催いたしました第1回の合併協議会におきましては、合併に向けた推進体制づくりなどについてお願いをして参りました。その後に新たに合併推進本部を設置された自治体もありますなど、活発な取り組みがなされているところでございます。

また、先ほど新たに酒井課長さんに委員としてご就任をいただくということのご披露もございましたが、5月2日には富山県から当地域を構成する7市町村が、合併重点支援地域に指定されたところでございます。いよいよこの支援体制も整ったものと考えている次第でございます。本日は新市における基本的な事項である合併の方式などをご協議いただくこととなっておりますが、今後、合併特例法の財政支援措置の適用期限でございます、平成17年3月末までの合併に向けて、着実に協議を進めていくことが大変重要となっております。どうか委員の皆様方にはこういった点にも十分にご理解をいただき、従来にもまして、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願致します。

森 議長

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。お手元の資料を参照いただきながら進めてまいります。まず報告事項2点の記載がございますが、「報告事項ア. 富山地域合併協議会の会議の進め方について」から説明させていただきますと存じます。事務局から説明をお願い致します。

事務局

それでは座って説明させていただきます。よろしくお願ひ致します。「ア。」の富山地域合併協議会の会議の進め方についてご説明申し上げます。2ページをお願いします。

合併協定項目の協議の流れを表したものでございます。中央に枠で囲まれた協議会がございまして、今後毎月開催されることになっております。協議会開催の前に、左側に網掛けになっております幹事会が開催され、そこで最終調整されました項目が協議会に提起されます。協議会委員の皆様方には、それぞれ提起された内容をお持ち帰りいただき、検討していただきます。次回の協議会までにご意見、内容についての質問等を事前に事務局までお示しいただき、それらを幹事会で再調整させていただきます。従いまして、各委員様から寄せられた意見等を踏まえ調整した修正案が、次回協議会の正式協議事項として提案されることになるわけです。よろしければそこでご承認をいただくこととなりますが、場合によっては、更に次回の協議会に継続協議として持ち越されることもあります。また、別に新しい事項も随時提起していくこととなります。原則、このような流れで繰り返し協議会を進めることとしたいと思っておりますが、協議の内容に応じて、直ちに正式協議事項として提案することもあります。今回の協議会はそのような形になっております。一方、今後約2500項目の事務事業一元化に向けたすり合わせと調整が、分科会、専門部会、幹事会で行われますが、事務事業の内容が共通のものは新市にそのまま移行すればよいわけでありまして、また微調整で終わるもの等いろいろございます。従いまして、分科会、専門部会、幹事会の段階で、対応できるものはその段階で処理させていただき、協議会には報告に替えさせていただくこともあると思います。基本的に協議会に提案させていただく内容は、住民の皆さんに直接影響のある事項が主になるものと考えております。よろしくお願ひいたします。

森 議長

ただいま説明のありました会議の進め方につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

植野委員

大沢野町の植野でございます。今事務局の方から今後の合併協議の進め方についてという基本的な考え方、説明があったわけですが、この際私も地方統一選挙がようやく終わって、いよいよ腰を据えてこの歴史的な大きな課題に委員として参画していくわけですが、限られた時間の中で、事務方の進め方が時間がないということで拙速にならないように、ワンサイドにならないように、このことを今後の進め方の中で基本的にお互いに認識して進めるべきだということを一つ議長にご要望しておきます。お願ひいたします。

森 議長

他にございませんでしょうか。それでは、無いようでございますので、ただいまの事項について、報告の通り了解いただいたものとします。次に「イ。」としてお示しでございます新市建設計画策定支援業務委託業務内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局

新市建設計画策定支援業務委託の内容についてご報告申し上げます。4ページをお願いしたいと思います。合併に係ります新市建設計画策定のための支援業務委託内容でございます。合併に伴う新市の建設計画につきましては、合併特例法によりまして協議会で策定をすることになっております。契約の目的といたしましては、合併に伴う新市の建設計画策定支援業務の委託でございます。新市の建設計画策定にあたりましては、専門のノウハウを持ったコンサルタントの支援・活用を図り、業務を進めて参りたいと考えております。業務の委託の契約の方法といたしましては、プロポーザル方式、企画提案方式でございますが、それによりまして業者を選考し、契約を締結いたしております。契約の相手方につきましては、パシフィックコンサルタンツ株式会社でございます。委託業務の内容につきましては、新市建設計画策定の基礎資料となります「住民アンケートの調査、実施と分析」ならびに建設計画策定に必要なものを載せております①から⑥までの各資料の調整支援、それから住民説明会の実施の支援等といたしております。以上でございます。

森 議長

ただいま説明のありました新市建設計画策定支援業務内容につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。無いようでしたら、ただいまの報告の通り、了解いただいたものといたします。

次に提起事項、富山地域合併協議会における合併協定項目（案）及び協議方針（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

では、提起事項、富山地域合併協議会における合併協定項目（案）及び協議方針（案）につきまして、ご説明申し上げます。お手元の資料5ページ、6ページでございます。ここに書いてございますように、合併協定項目（案）につきましては、第1回協議会において一般的に協議される事項といたしまして30項目を例示という形で参考提示したところでありますが、「当協議会においては24項目」で進めたいとご提案させていただいております。具体的には後ほど正式協議事項として協議いただきますが、合併の方式に関する事、合併の期日に関する事、新市町村建設計画に関する事など24項目でございます。

これにつきましては、合併しようとする市町村におきます実状に応じまして、この項目が増減するというようになっておまして、前回の30項目から24項目という形で整理させていただいたものでございます。

なお、7ページにございますけれども、合併協定項目の協議方針（案）につきましては、次の内容を原則としたと考えております。すり合わせが必要な項目につきましては、住民の具体的な判断材料となるよう協議していきたいと考えております。

「①基本的な考え方」：これは別添の資料の1ページにございます（1）平成15年3月26日におきまして、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村及び細入村の7市町村で取り交わしましたところの「富山地域合併協議会発足にあたっての確認書」を尊重するものとする、（2）関係市町村のこれまでの歩み、個性豊かな地域づくりへの取り組みなどを尊重しつつ、合併の効果・メリットが発揮できるように努める、（3）住民生活に影響のあります項目等は、情報公開の観点から、試算等に関する積極的な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

「②の協議の視点」：（1）今後とも、スリムで効率的な行政体を目指したいという視点、（2）住民の皆さんの理解が得られるかの視点、（3）合併後の新市の生活が原則、従来の営みと変わらない、急激な変化をもたらさないという視点—これらの視点に基づきまして協議していただければというふうと考えております。

なお、8ページにございますけれども、先ほど6ページでお示ししましたところの21番目、各種事務事業の取扱いに関する事、ここに書いてございます1番、企画議会関係から12番の消防関係までの、具体的な取扱いに関する補足資料としてご覧いただければと思っております。以上で合併協定項目（案）及び協議方針（案）についての説明を終わらせていただきます。

森 議長

ただいま説明がありました富山地域合併協議会における合併協定項目（案）及び協議方針（案）につきましては、第3回の協議会で正式議案として協議させていただくこととなりますが、この際ご意見等はございませんでしょうか。

宮口委員

6ページですね、一覧になっている一番下の24番、ここは新市町村建設計画と書いてありますが、ここはあえてそう書いてあるのか。例えば4ページですと、新市建設計画ですね。たまたま一般論で使われている言葉がここに入ったのか。ちょっとその辺を確認したいと思います。

事務局

おっしゃるとおり一般論という形で書かせていただきましたので、今後調整させていただきたいと考えております。

宮口委員

そういうことなら新市でいいんじゃないですか。

事務局

はい。

森 議長

他にございませんでしょうか。それでは先ほど会議の進め方について説明がありましたように、今回提起されました事項はお持ち帰りをいただいた上、ご検討していただいた結果、ご意見等がございましたら事務局へ問い合わせさせていただきたいと思っております。事務局等で内容を調整、検討した後、次回の協議会に正式提起議案として提出させていただき、その場で改めてご協議をお願いし、ご同意、まとまれば決定というような形で進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それではよろしいでしょうか。

次に、本日の正式協議事項に移りたいと思っております。先ほど「会議の進め方」について、「原則は提起をさせていただき、次の協議会で議題とし、協議していただく」と申しましたが、その後事柄によっては、その場で正式な議題として提案させていただき、ご協議いただくものもあります。今日お諮りをします議案は、そういった性格のものであり、「議案第7号、合併の方式について」「議案第8号、合併の期日について」「議案第9号、富山地域合併協議会新市の名称等検討委員会の設置について」の3案件は、相互に関連がありますので一括して提案させていただきます。内容説明を事務局からお願いいたします。

事務局

それでは議案の説明に入らせていただきますが、今ほど説明がありました協定項目の中でも基本4項目と言われております合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置につきましては、協議の手順に大きな影響を与える項目とされており、他都市の例からいたしましてもできるだけ早い段階で議論し、一定の方向性を導き出していることから、その手順で進めさせていただきたいと考えております。

それでは議案第7号、9ページをお願い致します。合併の方式について、新設合併とする。

合併の方式には新設合併、いわゆる対等合併といわれているものと、編入合併、いわゆる吸収合併がございますが、富山地域合併協議会設立に向けての準備段階で協議され、平成15年3月26日に取り交わされました「富山地域合併協議会発足にあたっての確認書」の中で、「合併の方式は新設とする」と明記されておりますことから、提起を省略し、今協議会に提案させていただきました。

次に、議案第8号、10ページをお願い致します。

合併の期日について、「市町村の合併の特例に関する法律における財政支援措置等の適用期限内に合併するものとする。なお、現行法の適用期限は、平成17年3月31日までであるが、同法改正に関する国の動向を見定めた上で、その期日を決定することとする。

市町村合併特例法の財政支援措置等の適用期限が平成17年3月31日であります。財政支援措置を受けるためだけに合併するわけではございませんが、合併に際して、新市の将来ビジョンを進める上で、財政支援措置等が適用される期限内に合併することが最も好ましいと思っております。従いまして、合併は財政支援措置の適用期限までに行うこととしておりますが、同法の改正に関する国の動向がはっきりしない状況もありますので、その動向を見定めた上で合併の期日を決定するとしております。

次に、議案第9号、11ページをお願い致します。

富山地域合併協議会の新市の名称等検討委員会の設置についてご説明いたします。

新市の名称や事務所の所在地等は大変関心の高いところでございます。名称は地域の住民や企業活動など、広範囲に影響を及ぼす項目であり、構成市町村の歴史、沿革、地理的条件、自然環境、文化など多面的な検討が必要であります。また、新市の事務所の所在地は住民の利用の面、交通事情、他の官公署との関係など適切な考慮が必要になります。それらについて検討するための委員会設置に必要な事項を定めるものでございます。

次のページ、富山地域合併協議会新市の名称等検討委員会設置規程についてご説明いたします。

第1条は設置について、この規程は富山地域合併協議会規約第19条の規定に基づき、富山地域合併協議会新市の名称等検討委員会の設置に関し必要な事項を定める一としております。

第2条の所掌事務は、新市の名称に関する事項、新市の事務所の位置に関する事項—この2点としております。

第3条の組織として、委員は協議会委員の中から会長が指名する—としております。

第4条の役員では、委員長、副委員長それぞれ1名を委員の互選により選出する—としております。

第5条は役員の職務、第6条は会議、第7条の報告では、委員長は委員会の検討の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告する—としております。

第8条では委員会の庶務は、協議会事務局が行う—としております。

3議案についての説明は以上であります。

森 議長

ありがとうございました。それではただいま説明がありました議案ごとに協議してまいりたいと思います。

まず「議案第7号、合併の方式について」でございますが、ご意見等はございませんでしょうか。よろしいですか。無いようですので、「議案第7号合併の方式」につきまして、原案のとおり「新設合併とする」で承認させていただいてご異議ございませんか。（異議なし）

それでは「議案第7号、合併の方式」につきましては、原案のとおり新設合併とするということで決定させていただきます。

次に「議案第8号、合併の期日について」協議いたしたいと思います。このことにつきまして、ご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。無いようでございますので、「議案第8号、合併の期日」については原案のとおり承認させていただいて、ご異議ございませんか。（異議なし）

それでは「議案第8号」は原案のとおり決定させていただきます。

次に「議案第9号、富山地域合併協議会新市の名称等検討委員会の設置について」協議いたします。ご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、ご意見も無いようですので、「議案第9号、富山地域合併協議会新市の名称等検討委員会の設置」について原案のとおり承認させていただくことでご異議ございませんか。（異議なし）

「議案第9号」は原案のとおり承認とさせていただきます。 以上で議事関係を終わります。

次にその他につきまして事務局から説明をお願い致します。

事務局

その他の事項でございますけれども、今後の会議の開催日程についてご説明申し上げます。まずは第1回の市町村建設計画策定委員会の開催でございます。これにつきましては、6月6日午後3時30分より富山全日空ホテルで開催をいたす予定といたしております。次に第3回富山地域合併協議会の開催につきましては、6月25日午後2時より当自遊館ホールにて開催をいたしたいと思っております。それからもう1点、皆様方のお手元に「7市町村の沿革、現況について」という資料を配布しておりますが、各市町村の概要を記載してございます。今後協議を進めていく中での参考にさせていただければと思っておりますので、配布させていただきました。以上でございます。

森 議長

ありがとうございました。この際その他ご意見等がございましたらお受けしたいと思いますが、よろしいですか。無いようでございますので、本日の会議を閉会したいと存じます。皆様方にはご苦勞様でございました。今後、本法定協議会で、植野委員の方からもお話もございましたが、しっかりと議論をするためにも、まずはご提言させていただいて、十分に検討させていただいて、もう一度集まって、そして正式な議案として進めていく。このことをベースにしながら、原則進めてまいりたいと存じておりますので、今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

事務局

これもちまして第2回富山地域合併協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

第 2 回 富 山 地 域 合 併 協 議 会

会 議 録 署 名

会 長 森 雅 志

署名委員 植 野 稔

署名委員 加 藤 善 吾